



謹賀新年



本年も地球環境保全にご協力をお願い申し上げます



暖冬に慣れてしまった私たちにとって今年の冬将軍は、大雪による小型船の沈没、集落の孤立、列車の立ち往生と冬という季節の本来の厳しさを思い起こさせてくれています。

こんな寒い中、名古屋地方気象台は、1月12日に平年より24日も早い梅の開花を宣言。11月から12月初旬の高い気温が影響しているとのこと。

もしかして、シブヤの梅も・・・と思い見に行きましたが「つぼみ」はまだ固く真冬でしたが「ロウバイ」が甘い香りを漂わせていました。

寒さの厳しい冬になりそうです、自分を大切に風邪をひかないように心掛けてください。

体調に合わせてながら室温20℃にも心配りをお願いします。



ロウバイ

[ISOシステムの運用]

「法的その他要求事項の順守」

「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務と役割」

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、当該事業場(工事現場)ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物責任者」を置かねばなりません。
(廃棄物処理法第12条の2 第6項)

当社が当面該当する特別管理産業廃棄物は廃石綿等及び廃油・廃酸・廃アルカリが考えられます。

廃石綿等：

廃石綿（アスベスト）及び石綿がふくまれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして、配管保温のエルボ部分整形に使用されている、けいそう土保温材及びダクト・フランジパッキンが該当します。

廃油 ： 揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）

廃酸 ： pH2.0以下の廃酸

廃アルカリ ： pH12.5以上の廃アルカリ

これらの廃棄物は「特別管理産業廃棄物責任者」を選任し保管及び産業廃棄物処理が必要なものに該当します。

同上責任者の資格は（財）日本産業廃棄物処理振興センターの発行する講習修了者を同等と認めています。特別管理産業廃棄物の処理が必要な現場の代理人は同上センターのホームページを検索し受講して下さい。